

役員等に対する報酬の支給基準

第1章 総則

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人くろしお会（以下「当法人」という。）の役員及び評議員、評議員選任・解任委員ならびに第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条の1項の定めによる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条の1項の定めによる評議員をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条の1項及び2項に定めによる委員をいう。
- (4) 第三者委員とは、当法人鹿兒島自然学園苦情解決委員会の規定による委員をいう。
- (5) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益を指す。

第2章 報酬

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員等に対して、理事会又は評議員会及び評議員選任・解任委員会ならびに苦情解決委員会、または、これらの職務執行に付随する研修会等への出席に係る対価として、報酬を支払うことができる。

ただし、理事及び評議員選任・解任委員会において、当法人施設の職を兼務する者には適用しない。

(報酬の額の決定)

第4条 役員等に対する報酬の額は、別表1に定める金額とする。

- 2 理事及び監事の報酬総額は、各年度の総額が50万円を超えないものとする。
- 3 当法人の評議員の報酬総額は、定款第8条第1項に定める金額以内とする。

(報酬の支給方法)

第5条 その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。
- 3 自己の預金への振込みを申し出た場合には、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として、公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

別表 1

役員等の会議等出席に係る報酬
出席の都度、1人一律 1万円